

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年1月16日

石川県監査委員	安居知世
同	一川政之
同	村上勝
同	作田有子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和4年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
公益財団法人 いしかわ緑のまち基金	令和5年11月30日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益社団法人 石川県観光連盟	〃	〃
いしかわ・金沢 風と緑の楽都音楽祭実行委員会	〃	〃
公益財団法人 いしかわ女性基金	〃	〃
学校法人 金沢高等学校	令和5年12月20日	〃
県民の森地域振興会	〃	〃
株式会社岸グリーンサービス	〃	〃
社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	令和5年12月22日	〃
石川県商工会連合会	〃	〃
一般社団法人 金沢港振興協会	〃	〃
株式会社マリパーク内灘	令和5年12月25日	〃
いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会	〃	〃
兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会	〃	〃
石川県経営持続支援金等事務局	〃	〃